

誓約書

私は、しょうない氣龍祭屋台村において出店をするにあたり、「しょうない氣龍祭屋台村出店募集要項」について十分理解し、出店（テントまたはキッチンカー）を申し込みます。

私は、下記の1から5までの事項について誓約します。

なお、下記1の(1)から(6)までのいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、出店を取り消され、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、下記の1の事項について、該当の有無を確認するため、庄内町観光協会が庄内警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 出店に従事する者が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 暴力団又は暴力団員等の不当な要求（金銭要求、物品購入要求、役務提供等）には応じません。また、不当な要求を受けたときは、ただちに庄内警察署へ通報するとともに、庄内町観光協会に報告します。
- 3 私は、出店にあたり、食品衛生に十分注意します。提供した食品については、出店者が責任をもって提供し、食中毒やその他の事故一切の責任を取ります。
- 4 出店にあたり、適切な保険に加入し、事故の補償に対しても万全を期します。また、出店にかかる問合せ、苦情、第三者に生じた事故等については、庄内町観光協会へ報告するとともに、すべて自らの責任において対応します。
- 5 出店にあたり、周囲への安全に十分注意し、出店場所等の一切について、庄内町観光協会・警察署・消防署・保健所等の関係機関の指示・指導に従います。

令和 年 月 日

庄内町観光協会長 殿

出店申込者
住所又は所在地
及び代表者氏名